

# 府政に新しい息吹を！

**しばたに匡哉**  
**オフィシャルサイト**  
 ブログ 毎日更新しています  
 携帯電話でもご覧頂けます。



**大阪府議会議員**  
**しばたに匡哉**  
**無所属**  
 まさや

**府政報告**

皆さんのご意見をお寄せください しばたに事務所 〒581-0087 八尾市明美町2-8-27  
 TEL:072-922-3777 FAX:072-922-0115 MAIL: shibatani@mbe.nifty.com

# 八尾市太田新町 念願の信号機設置



新設の信号機の点灯式を行う  
 しばたに匡哉府議



この交差点は、南北が小学校への通学路になっており、また太田地区の皆さんが地下鉄谷町線八尾南駅へ向かう通学・通勤路として使用している横断歩道でもあります。

八尾空港の南にある八尾市太田新町三丁目の交差点に、地域の皆さんの長年にわたる念願であつた信号機が設置されました。

しばたに匡哉府議の粘り強い交渉で実現  
 「安全・安心に暮らせる地域づくり」がまた一歩前進

信号機の設置に望んで、地元府警の要請を受けて、大阪府警の交通安全委員会等の手続きを経て、優先順位を付けてくれることに、財状況等が関係するものは、実現するのには各

**大田地区 長年の要望**  
 ここでは、これまで、自動車の通学・通勤の事故や人身の被害も多発して、何年も起きているおりに、三〇年に渡り太田地区の皆さんの要望から信号機設置の要望がありました。

**信号機設置は極めて困難**

府のため、地機のために、これからの全力で

この様な、状況の中、しばたに府議は、平成二四年に、太田区長より、信号機を設置するの相談を受け、以来、現場へも頻りに足を運ぶとともに、大阪府警とも、一また来たか」と思われるほど、粘り強い調整と交渉を重ねてきたところだ。

このように、地元皆さんの強い要望と、しばたに府議の粘り強い交渉、そして、大阪府警の理解の下、今回の信号機設置が実現致しました。

しばたに府議の粘り強い交渉が成果に

信号機の点灯式に参加したしばたに府議は、「この信号機が地域の安心・安全に繋がることを期待している。大府警の要請も、地域の課題も、目を向け、今後は、両方のバランスを保ちながら、情報と行動力」でしっかりと活動していきたくていいます。



地域の安全を願い、新しい信号機を渡り初めるしばたに府議

# 生活保護事務で2市の不適切処理が明らかに

府議会  
2月定例会  
一般質問

## しばたに匡哉府議の指摘で



府議会一般質問に登壇する  
しばたに匡哉府議

しばたに府議の指摘で  
新たな不適切事務が  
明らかに

この様な状況を踏まえ

相次ぐ不正

不適切事務

昨年、河内長野市の職員が巨額の生活保護費を着服し逮捕された事件や、府内四市で生活保護費の不正受給者から返還金を差し引いて支給するといった不適切な経理処理を行っていたことが報道されるなど、不正や、不適切な事務手続きが相次いでいます。

# しばたに府議 オール大阪での不正防止体制の強化を強く訴え

## 大阪の全市町自らが、不正を未然に防止できる体制づくりを

### 生活保護費の天引き

平成25年12月・平成26年1月

新聞報道のあった福祉事務所

八尾市 吹田市  
交野市 寝屋川市

追加調査で判明した福祉事務所

門真市 富田林市

しばたに府議は、二月定例会の一般質問で、「生活保護の指導・監査体制の強化」について質問し、報道された四市に加え、さらに二市においても、不適切な天引き徴収が行われていた事を明らかにしました。

不適切事務は  
不正の温床に

また、しばたに府議は、「問題の所在は、不正をはたらいた職員だけでは無い。長年、不適切な経理事務処理を続けていると、不適切との認識も薄れて、

それが当たり前となって、偏った運用になってしまふ。その様な環境が不祥事発生の温床となって、生活保護の不正受給に歯止めがかからなくなってしまうのではないかと指摘しました。

オール大阪での  
体制強化を

さらに、しばたに府議は、「これまでは、生活保護の不正受給のチェックはしているが、行政の事務処理のチェックは全く出来ていない。府として、市町村に対する、指導、監査の頻度を増やすなどの強化を図ると共に、府内市町村の生活保護担当の課長級職員からなる会議を設置し、オール大阪で不正防止に向けての指導を徹底すべき。」と強く訴えました。

まえ、新たに「生活保護担当 行いました。当主管課長会議」を開催。今回の、しばたに府議するなど、意見交換や情報の共有化を図る事とし、聞、読売新聞にも取り上げられたい。」と積極的な答弁を

## 門真・富田林市も天引き

不正受給者の生活保護費

生活保護の不正受給者にかしめ金控期間に天引きを規定。返還金は受給者保護費を返還させる手続きをめぐり、大阪府八尾市などが受給者の月々の支給額から返還金をあらかじめ差し引く「天引き徴収」を行っていた問題で、新たに同府内、富田林市でも同様の天引きをしていたことが1日、府などへの取材で分かった。返還金の確定が、生活保護法では、不正受給が目的だが、生活保護費で強制徴収は認められておらず、府はすでに同市に

産経新聞

保護費から「天引き」門真、富田林市も八尾など府内4市が生活保護費の不正受給者から返還金を差し引いて同費を支給していた問題で、門真、富田林市も同様の方法で、府は不適切として同市

を是正指導した。今後は保護費支出に関する経理処理も厳格化する。3日の府議会で、衆参議院(民主党・無所属ネット)の一般質問で明らかになった。府によると、門真市は職員が返還金を差し引いて市の口座に振り込み、富田林市は金融機関に

残額を受給者の口座に振り込むよう依頼していた。一方、河内長野市で生活保護費約2億6000万円が使途不明になった事件を受け、府は各自治体の生活保護担当の課長級職員を集めて会議を開き、不正防止に向けて指導を徹底する方針も明らかにした。

読売新聞